

事 務 連 絡  
平成27年4月17日

各検疫所 御中

検疫所業務管理室

高糖度原料糖の輸入届出の取扱いについて

高糖度原料糖については、平成27年1月、日豪経済連携協定（EPA）の発効にともない、砂糖及びでん粉の価格の調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）等が改正されたことを受け、今後新たに輸入が見込まれています。

このため、高糖度原料糖の輸入届出の手続きについて、輸入者向けに食品等輸入届出書の記載要領を別添のとおり作成しましたので、事業者等に情報提供いただくとともに、輸入届出の手続きが円滑に行われるようご留意をお願いします。

高糖度原料糖の食品等輸入届出書の記載要領について

- (1) 輸入者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び所在地）
  - ①輸入者の氏名、住所及び電話番号を正確に記入します。
  - ②輸入者が法人にあっては、法人の名称、所在地及び電話番号を記入し、当該法人の代表権を有する者の印又は法人印（株式会社、有限会社等の名称印）を押印します。
  - ③法人名称の下には責任者の役職名及び氏名を記入し、代表権を有する者の印が押印されていない場合は、当該責任者の印を押印します。この責任者とは担当部長、課長等の広義の責任者をいいます。

なお、これに代えて、輸入者である法人から委任を受けた当該法人の業務担当責任者の印を押印しても差し支えありません。この場合には、委任状を添付するとともに、食品等輸入届出書の輸入者の欄には委任者の法人の名称及び所在地並びに業務担当責任者の職名と氏名を記入します。
  - ④法人の代表権を有する者の印又は責任者若しくは業務担当責任者の記名押印については、署名に代えることができます。
  
- (2) 届出種別  
貨物到着搬入予定日の7日前から検疫所に食品等輸入届出書を提出する場合は、「事前」を○で囲みます。
  
- (3) 輸入者コード  
輸入者が（一財）日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入業者標準コード表」に掲載されている場合、又は、税関発給コードを取得している場合は、そのコードを記入します。

なお、当該コードを保有していない場合は記入不要です。
  
- (4) 輸入食品衛生管理者登録番号  
輸入者が（公社）日本輸入食品安全推進協会の輸入食品衛生管理者として登録されている場合は、その登録番号を記入します。
  
- (5) 生産国・コード  
生産国は、「オーストラリア」と記入します。  
コードは、「AU」と記載します。

(6) 製造者名、住所・コード

英字で製造者名、住所を記入します。

登録番号のある場合は、該当コードを入力し、登録がない場合は、「A U Z Z 9 9 9 9」と記入します。

以下の記載事項を含め、コードを利用する場合は次の掲載先を参照してください。(NACCSSホームページ)

<http://www.naccscenter.com/system/code/fains-code.html>

(7) 製造所名、住所・コード

英字で製造所名、住所を記載します。

登録番号のある場合は、該当コードを入力し、登録がない場合は、「A U Z Z 9 9 9 9」と記入します。

(8) 輸出者名、住所・コード

記入不要です。

(9) 包装者名、住所・コード

記入不要です。

(10) 積込港・コード

貨物を船舶に積み込んだ海港名及びコードを記入します。

(11) 積込年月日

貨物を船舶に積み込んだ年月日を記入します。

(12) 積卸港・コード

貨物を船舶から積み卸した海港名及びコードを記入します。

(13) 到着年月日

船舶が貨物を積み卸すために海港に到着した年月日を記入します。

(14) 保管倉庫・コード

貨物が保管されている倉庫名又コンテナヤード名又はその他の保管場所名（他の蔵置場所等）及びその所在地を記入します。

- (15) 搬入年月日  
貨物を保管場所に搬入を終了した年月日を記入します。
- (16) 貨物の記号及び番号  
貨物の外装に表示されている記号、B/L番号等を記入します。
- (17) 船舶の名称  
貨物を積載してきた船舶の名称を記入します。
- (18) 届出年月日  
食品等輸入届出書を提出する年月日を記入します。
- (19) 事故の有無及びある場合はその概要  
積み卸した貨物に、異臭、カビ発生、容器の破損等が認められ、これにより貨物の品質が損なわれ、また、そのおそれがある場合は、「有」を○で囲み、その事故の原因、状況、数・重量等の概要も併せて備考欄に記入します。
- (20) 提出者・コード  
食品等輸入届出書を検疫所に提出する者が輸入者と異なる場合（例：通関代理店等）、提出者の氏名（法人の場合、法人名及び担当者名）、電話番号を記入します。  
また、提出者が通関代理店等に付与される「利用者コード」を有している場合は、そのコードも併せて記入します。
- (21) 貨物の別  
食品を○で囲みます。
- (22) 継続  
記入不要です。
- (23) 品目コード  
高糖度原料糖をあらわす「G379903」と記入してください。
- (24) 品名  
「高糖度原料糖」と記入してください。ロット番号、グレード等その品名を特定するために用いている記号等がある場合は記入しても差し支えあ

りません。

- (25) 積込数量  
本船ハッチにバルクで積込んでいる場合、「1」と記入し、コードは「VY」と記入してください。
- (26) 積込重量  
正味重量をkg単位で小数点以下2桁まで記入してください。
- (27) 用途・コード  
「原料用」と記載してください。  
コードは「2」と記入してください。
- (28) 包装種類・コード  
本船ハッチにバルクで積込んでいる場合は、「包装無し」と記入し、コードは「KNO」と記入してください。
- (29) 登録番号1  
記入不要です。
- (30) 登録番号2  
記入不要です。
- (31) 登録番号3  
記入不要です。
- (32) 衛生証明書番号  
記入不要です。
- (33) 貨物が加工食品であるときは原材料・コード、  
さとうきびを原料とするときは、原料名を「さとうきび」とし、コードは「ZZZ」と記入してください。
- (34) 貨物が添加物を含む食品の場合、添加物の品名・コード  
高糖度原料糖を製造する工程で添加物を使用しない場合は、「なし」と記入します。

(35) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工の方法

製造工程が「破碎 → 圧搾 → 加熱 → 濾過 → 濃縮 → 結晶 → 乾燥」である場合、コードは「G 0 1」を記載し、併せて工程を記入してください。

なお、欄に記入できない場合は、任意の用紙に「別紙」として記入したものを食品等輸入届出書に添付しても差し支えありません。

(36) 備考

その他記載すべき事項があれば記載してください。

(注1) 「届出受付番号」は、検疫所で使用する欄ですので、記入しないで下さい。

(注2) 製造所1箇所について最大7欄（7品目）まで記入できます。

なお、食品等輸入届出書に加えて「高糖度原料糖の関税に関する譲許の便宜の適用のための用途証明願」の写しを提出した場合、添付書類は原則不要です。